教学第755号

教保第290号

令和３年7月12日

　各県立学校長　様

学校教育室長

保健体育課総括課長

小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症

対策の徹底について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から通知がありました。

ついては、夏季休業を迎えるに当たり、下記に留意の上、引き続き感染症対策を一層徹底するようお願いします。

記

１　感染対策の徹底について

「家庭内感染」の割合が高い状況を踏まえ、夏季休業中も、以下の点に留意しながら日常生活を送るよう児童生徒等に指導すること。また、教職員においても、夏季休業中の感染症対策を徹底すること。

(1)　感染の予防

　　　・適度な運動、バランスの取れた食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活

　　　・基本的な感染症対策（咳エチケットや手洗い）、３密の回避等の予防策の徹底

　　　・発熱等の風邪症状がある場合には外出を控え、自宅で休養

　　　・会食時は、大声での会話を控え、歓談時にはマスクを着用

　　　・自ら感染症対策を意識し、適切に行動すること

(2)　正確な情報に基づく行動

(3)　差別や偏見の防止

　　　・感染者、濃厚接触者等とその家族に対する差別の防止

　　　・ワクチン接種を受ける又は受けないことによる差別・いじめの防止

(4)　高齢者や基礎疾患のある人と接するときの注意

２　部活動について

(1)　夏季休業中は、様々な大会やコンクール等が開催されるほか、練習試合や合同練習、合宿等が企画・実施され、感染リスクが高まると考えられることから、警戒度を一層高め、基本的な感染症対策を徹底することが極めて重要であること。

(2)　感染リスクの高い活動等に十分留意すること。

➤学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）衛生管理マニュアル」（以下衛生管理マニュアルという）第３章の２．

(3)　部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、顧問の教師や部活動指導員等に委ねるのではなく、学校の管理職や設置者が責任を持って一層の感染症対策に取り組むこと。

(4)　運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ないこと。

３　水泳活動や学校プールの開放について

夏季休業中の水泳活動や学校プールの開放に当たっては、感染症対策を徹底すること。

➤「学校の水泳授業における感染症対策について」（令和３年４月９日付けスポーツ庁政策課学校体育室・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡）

４　熱中症の予防について

夏季休業中は、部活動や校外活動等の学校における教育活動のほか、児童生徒等のみで活動する機会が増えること等により、熱中症にかかる可能性が高まることを踏まえ、児童生徒等への指導も含めて適切に対応すること。

➤「熱中症事故の防止について（依頼）」（令和３年４月30 日付け文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長・初等中等教育局教育課程課長連名通知）

５　登校日について

夏季休業中に、健康観察や学習状況の確認、補習等の実施のために登校日を設定する必要がある場合には、感染症対策や熱中症対策等について工夫や指導を行うこと。

➤衛生管理マニュアル第３章の７．

６　家庭との連携について

児童生徒等の感染経路については「家庭内感染」の割合が多く、児童生徒等の感染を防ぐためには、各家庭の協力が不可欠であるため、PTA 等と連携しつつ、保護者の理解と協力を呼びかけること。

【参考資料】

〇 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）

<https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html>

【担当】

○義務教育に関すること　　　　　学校教育室義務教育担当　　（019-629-6137）

○特別支援教育に関すること　　　学校教育室特別支援教育担当（019-629-6142）

○高校教育に関すること　　　　　学校教育室高校教育担当　　（019-629-6140）

○健康・安全管理等に関すること 保健体育課学校健康安全担当（019-629-6188）

○部活動等に関すること　　　　　保健体育課学校体育担当　　（019-629-6190）